

浜屋aiJCBカード会員規約の一部改定について

平素は浜屋aiJCBカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおり、浜屋aiJCBカード会員規約の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日
2026 年 1 月 1 日（木）

2. 改定内容

改定後	改定前
浜屋aiJCBカード会員規約 (2026年1月1日改定)	浜屋aiJCBカード会員規約 (2025年6月1日改定)
第一章 [一般条項]	第一章 [一般条項]
第3条 (年会費) <u>1. 会員は、当社所定の年会費を負担するものとします。</u> <u>2. 年会費は、毎年カード契約月の翌月に請求するものとします。</u> <u>3. 年会費は、退会・会員資格が取り消された場合その他理由のいかんを問わず、返還しないものとします。また、年会費のみの請求の場合は請求書を発行しないことがあります。</u>	第3条 (年会費) 会員は <u>年会費の負担はないものとします。</u>

※改定後の会員規約全文は、2026 年 1 月 5 日（月）以降に当社ホームページでご確認いただけます。